

財務省告示第二百六十八号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十五年三月五日に買入消却した国債の
 名称等を別表のとおり告示する。
 平成十五年四月七日

財務大臣 塩川 正十郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
利付国庫債券 （二十年）	第二百七回	二百億円	百三円三銭三厘
"	第二百九回	五十二億円	百九円六十三銭一厘
"	第二百十回	八十億円	百八円九十九銭二厘
"	第二百十回	二十八億円	百八円九十九銭九厘
"	第二百十回	二百九十億円	百九円五厘
利付国庫債券 （二十年）	第七回	三億円	百二十五円十九銭
"	第七回	三十五億円	百二十五円二十一銭
"	第七回	五十五億円	百二十五円二十二銭
"	第七回	百三十八億円	百二十五円二十三銭
"	第七回	五十六億円	百二十五円二十四銭
"	第八回	十一億円	百二十七円四十一銭
"	第八回	六十四億円	百二十七円四十五銭
"	第八回	五億円	百二十七円四十六銭
"	第八回	二十億円	百二十七円四十七銭
"	第八回	二十二億円	百二十七円四十八銭
"	第九回	二十億円	百二十七円五十八銭
"	第九回	十五億円	百二十七円六十一銭

合 計	”
	第十回
千 百 二 億 円	八 億 円
	七 百 厘 二 十 六 円 九 十 八 銭